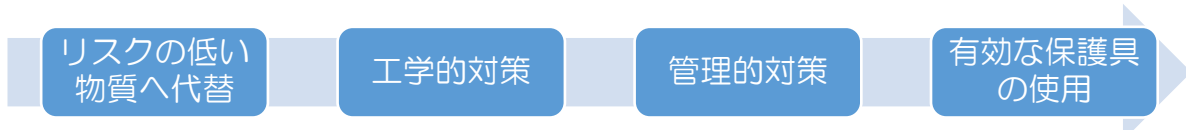


電動ファン付き呼吸用保護具を適切に使用しましょう！！

化学物質や粉じん等の有害物質への対策は、以下の優先順位で検討します。保護具は、適切に選択され、使用されなければ効果を発揮しないため、優先順位が最も低く設定されています。



特定の粉じん作業等においては、電動ファン付き呼吸用保護具が義務付けられていますが、その性能の高さから、特定の作業以外においても活用することが望ましいです。特に、工学的対策のみでは十分な作業環境改善を行うことが困難な場所での作業において呼吸用保護具を着用している場合には、電動ファン付き呼吸用保護具を選択しましょう。

電動ファン付き呼吸用保護具

マスクに内蔵されている電動ファンにより、ろ過材や吸収缶で有害物を除去した空気を面体内に供給する保護具

特徴

- ①呼吸が非常に楽にできる。
- ②マスク面体などの内部が電動ファンの送風により陽圧となるため、外部の有害物質が入りにくく、防護性能が高い。

電動ファン付き呼吸用保護具の種類

電動ファン付き呼吸用保護具

防じん機能

防毒機能

防じん機能あり

防じん機能なし

※令和5年10月1日から型式検定の対象になります。合格していないものは、令和8年9月30日までしか使用できません。

電動ファン付き呼吸用保護具の例

半面形面体

全面形面体



型式検定合格標章のおおよその貼付位置

呼吸用保護具の指定防護係数

吸用保護具が正常機能している場合に期待される最低の防護係数

呼吸用保護具の種類（一例）			指定防護係数
防じん	使い捨て式防じんマスク	DS1	4 → 3倍
	防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (P-PAPR)	半面形面体 PS1	14 → 3倍
防毒	防毒マスク	半面形面体	10 → 5倍
	防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 (G-PAPR)	防じん機能を有しない半面形面体	50 → 5倍

呼吸用保護具の適切な選択

要求防護係数を上回る指定防護係数がある呼吸用保護具を選択します

作業場所	不適切な保護具	適切な保護具
酸素欠乏、有害物質濃度不明	ろ過式呼吸用保護具	吸気式呼吸用保護具（以下「吸気式」という）
有害ガス等が存在	防じんマスク、P-PAPR	防毒マスク、G-PAPR、吸気式
引火性蒸気、可燃性ガス爆発可能性	非防爆タイプPAPR	左記以外のろ過式呼吸用保護具（防毒）、吸気式
可燃性、爆燃性の粉じん爆発可能性	非防爆タイプPAPR	左記以外のろ過式呼吸用保護具（防じん）、吸気式

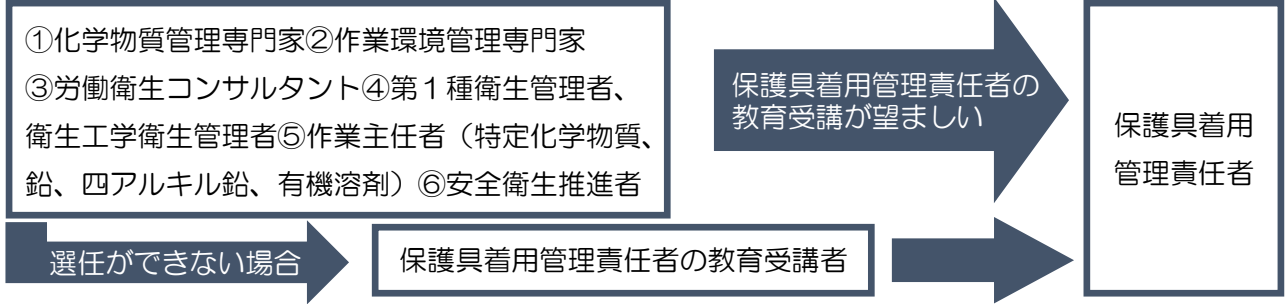


保護具着用管理責任者の選任

令和6年4月1日から義務化

リスクアセスメントに基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場は「保護具着用管理責任者」の選任が必要です。職務は、有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務です。

選任要件



学科科目	範囲	時間
I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務	0.5時間
	②保護具に関する教育の方法	
II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。	3時間
	②労働者の保護具の適正な使用に関すること。	
	③保護具の保守管理に関すること。	
III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範囲	時間
V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。	1時間
	②労働者の保護具の適正な使用に関すること。	
	③保護具の保守管理に関すること。	

呼吸用保護具の点検項目

使用前点検	
①	吸気弁、面体、排気弁、しめひも等に破損、亀裂又は著しい変形がないこと。
②	吸気弁及び排気弁は、弁及び弁座の組合せによって機能するものであることから、これらに粉じん等が付着すると機能が低下することに留意すること。なお、排気弁に粉じん等が付着している場合には、相当の漏れ込みが考えられるので、弁及び弁座を清掃するか、弁を交換すること。
③	弁は、弁座に適切に固定されていること。また、排気弁については、密閉状態が保たれていること。
④	ろ過材及び吸収缶が適切に取り付けられていること。
⑤	ろ過材及び吸収缶に水が侵入したり、破損（穴あき等）又は変形がないこと。
⑥	ろ過材及び吸収缶から異臭が出ていないこと。
⑦	ろ過材が分離できる吸収缶にあっては、ろ過材が適切に取り付けられていること。
⑧	未使用の吸収缶にあっては、製造者が指定する保存期限を超えていないこと。また、包装が破損せず気密性が保たれていること。

使用后点検（粉じん等及び湿気の少ない場所で実施）	
①	ろ過式呼吸用保護具の破損、亀裂、変形等の状況を点検し、必要に応じ交換すること。
②	ろ過式呼吸用保護具及びその部品（吸気弁、面体、排気弁、しめひも等）の表面に付着した粉じん、汗、汚れ等を乾燥した布片又は軽く水で湿らせた布片で取り除くこと。なお、著しい汚れがある場合の洗浄方法、電気部品を含む箇所の洗浄の可否等については、製造者の取扱説明書に従うこと。
③	ろ過材に付着した粉じん等を取り除くために、圧搾空気等を吹きかけたり、ろ過材をたたいたりする行為は、ろ過材を破損させるほか、粉じん等を再飛散させることとなるので行わないこと。
④	取扱説明書等に、ろ過材を再使用すること（水洗いして再使用することを含む。）ができる旨が記載されている場合は、再使用する前に粒子捕集効率及び吸気抵抗が当該製品の規格値を満たしていることを、測定装置を用いて確認すること。

リーフレット「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が型式検定等の対象機械に追加されます！！」



防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について



新見労働基準監督署

0867-72-1136



(R5.7)